

小樽市収支改善プラン（令和元年度～令和 7 年度） 令和 2 年度の取組結果について

1 小樽市収支改善プランの推進

平成 30 年 11 月に策定した小樽市収支改善プランでは、令和元年度から令和 7 年度までの計画期間において、「収支改善取組後の収支の黒字化」と「財政調整基金の確保」を図ることを目指し、収支改善に向けた 34 の取組を掲げ、その推進により収支改善の効果額を生み出すこととしております。

この度、計画 2 年目に当たる令和 2 年度の取組結果を整理・検証しましたので御報告します。なお、各年度の検証は平成 30 年 11 月に見込んだ収支見通しと比較するものです。

2 令和 2 年度の取組結果

(1) 収支全体について

(単位:百万円)

区分	R 2 年度 プラン (A)	R 2 年度 決算 (B)	決算と プランの差 (B-A)	R 2 年度 当初予算 (C)	当初予算と プランの差 (C-A)
↑ 一般財源 A	33,865	33,906	41	33,794	▲ 71
特定財源・関係収入 B	21,358	37,111	15,753	22,786	1,428
歳入合計 ① (A+B)	55,223	71,017	15,794	56,580	1,357
↓ 義務的経費 C	32,533	31,586	▲ 947	32,484	▲ 49
その他 D	24,362	39,781	15,419	25,643	1,281
歳出合計 ② (C+D)	56,895	71,367	14,472	58,127	1,232
繰越一般財源 ③	0	19	19	0	0
差引 ④=①-②-③	▲ 1,672	▲ 369	1,303	▲ 1,547	125
↑ 財源対策(財調除く) ⑤	813	285	▲ 528	215	▲ 598
内 繰越債ソフト	213	215	2	215	2
繰越金(前年度剰余金のうち積立除く)	0	70	70	0	0
内 決算時における収支改善	600	(682)	(82)	0	▲ 600
財源対策後収支 ⑥=④+⑤	▲ 859	▲ 84	775	▲ 1,332	▲ 473
収支改善に向けた取組 ⑦	426	0	▲ 426	0	▲ 426
R 2 年度取組効果額	426	(93)	(▲ 333)	(207)	(▲ 219)
収支改善取組後の収支 ⑧=⑥+⑦	▲ 433	▲ 84	349	▲ 1,332	▲ 899
後 財政調整基金繰入金 ⑨	433	250	▲ 183	1,332	899
↓ 財政調整基金繰入後の収支 ⑩=⑧+⑨	0	166	166	0	0

【財政調整基金】

区分	プラン (A)	決算 (B)	差 (B-A)	当初予算 (C)	(C-A)
繰入額	433	250	▲ 183	1,332	899
年度末残高見込	225	2,412	2,187	117	▲ 108

【収支の結果について】

○収支改善取組後の収支（財政調整基金繰入前の収支）

- ・ 財政調整基金を除く財源対策や、収支改善に向けた取組の結果、決算における収支不足額は、プランで見込んでいた 433 百万円よりも 349 百万円縮減され、84 百万円となりました。(上表㉑)
- ・ 不足額が縮減された要素の内訳は、財源対策として、プランで見込んでいた繰越債ソフト分が 2 百万円増の 215 百万円となったことに加えて、『決算時における収支改善』額がプランで見込んでいた 600 百万円よりも 82 百万円増の 682 百万円となったことによるほか、前年度からの繰越金 70 百万円が生じたことによるものです。(上表㉒)
- ・ また、『収支改善に向けた取組』により生じた実績効果額 93 百万円が、不足額をさらに縮減する要素となりました。(プランで見込んでいた効果額 426 百万円より 333 百万円減少) (上表㉓)

(※決算における㉒㉓の数値は、財源対策前の歳入・歳出の数値に効果額が反映されているため、2重計上とならないようカッコ書きで整理しており、縦計算する際は除きます。)

○財政調整基金

- ・ 決算における財政調整基金からの繰入額は、プランで見込んでいた 433 百万円よりも 183 百万円減の 250 百万円で済み、その結果、基金繰入後の収支は 166 百万円の黒字となり、基金残高は 2,187 百万円増の 2,412 百万円を確保することができました。

(上表㉔)

(2) 『収支改善に向けた取組』実績について

(単位：百万円)

No.	取組項目	令和2年度				
		プラン (A)	決算 (B)	決一 (B-A)	当初予算 (C)	予一 (C-A)
1	徴収一元化による税外収入の横断的かつ効率的な徴収対策の実施	20	23	3	-	▲20
2	使用料・手数料の適切な改正(受益者負担の適正化)	30	▲60	▲90	35	5
3	資産の有効活用・遊休資産の売却	50	-	▲50	-	▲50
4	広告料収入の確保(各種封筒、印刷物など)	1	▲1	▲2	▲1	▲2
6	ふるさと納税制度の更なる推進	20	250	230	2	▲18
7	用途を明確にしたクラウドファンディングの積極的な活用	-	-	-	-	-
8	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用を検討	-	3	3	-	-
9	産業・観光振興や企業誘致などの積極的な推進	-	14	14	-	-
11	市税調定額の増及び収納率の向上(未申告調査、滞納整理の促進)	28	▲239	▲267	59	31
13	職員定数の適正化による人件費の抑制	40	29	▲11	29	▲11
14	会計年度任用職員の適正配置の検討	-	-	-	-	-
15	各種職員手当の見直し	10	-	▲10	-	▲10
16	経常費全般の削減	20	10	▲10	24	4
17	臨時費全般の削減	200	54	▲146	52	▲148
19	各職場配置公用車及び運転事務員の整理・統合・最適化	-	-	-	-	-
22	事務用消耗品の一元管理(事務経費の集約)	-	-	-	-	-
23	電力入札の更なる導入について	5	8	3	5	-
25	清掃事業所保有車両の見直し	1	1	-	1	-
26	消防車両配備の在り方を検討	-	-	-	-	-
27	補助金等の見直し	1	-	▲1	1	-
30	特別会計の整理(住宅特会、産廃特会の一般会計への移行)に向けた検討	-	1	1	-	-
33	市債発行額の抑制	-	-	-	-	-
		426	93	▲333	207	▲219

※R2.11月に、取組項目の掲載順の変更を行いました。

- ・計画期間中の取組効果額を明示していない(見込めていない)項目を『今後推進する必要がある取組』として別掲載。
- ・No16・17・22の項目を、令和3年度実績から統合。(No35経費全般の縮減)

【別掲載】今後推進する必要がある取組

No.	取組項目	令和2年度				
		プラン (A)	決算 (B)	決一 (B-A)	当初予算 (C)	予一 (C-A)
5	ネーミングライツの導入を検討	-	-	-	-	-
10	観光税の導入を検討	-	-	-	-	-
12	施設利用に係る受益者負担の適正化(減免基準の策定)	-	-	-	-	-
18	電話交換業務の業務内容見直し(直通電話増設、グループ化含む)	-	-	-	-	-
20	庶務事務の集約及び外部委託化の検討	-	-	-	-	-
21	業務委託の拡充	-	-	-	-	-
24	ESCO事業の導入について	-	-	-	-	-
28	国・道補助事業における本市単独上乗せ分の検討	-	-	-	-	-
29	自立支援事業の促進	-	-	-	-	-
31	第3セクターに対する適切な関与	-	-	-	-	-
32	指定管理者制度の更なる導入検討について	-	-	-	-	-
34	PPP/PFIなど、民間活力の導入を検討	-	-	-	-	-

【取組実績の検証結果】

○取組全体について

- ・令和2年度の取組による実績効果額は93百万円で、プランの見込効果額426百万円よりも333百万円の減少となりました。（※各取組の実績等内訳は別紙）
 - <効果額が減少した主な取組>
「No11 市税調定額の増及び収納率の向上」「No17 臨時費全般の削減」
 - <効果額が増加した主な取組>
「No6 ふるさと納税制度の更なる推進」

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、市税や使用料・手数料などの歳入が減収となり、収支改善に向けた取組の効果額にも大きく影響しました。
この減収への対応として、国が創設した資金手当である徴収猶予特例債や、減収補填債（対象税目の拡大）、特別減収対策債を活用しました。

・徴収猶予特例債 373百万円 ・減収補填債 192百万円 ・特別減収対策債 71百万円

○歳入増の取組について

- ・貴重な自主財源を確保するため、歳入増を目指す取組の中でも、「No6 ふるさと納税制度の更なる推進」については、ポータルサイトの増設や返礼品の増に取り組んだことなどにより、寄附額の増収が図られました。

○歳出減の取組について

- ・見込効果額の大きな要素を占める「No16 経常費全般の削減」「No17 臨時費全般の削減」は、予算編成時の経費の精査による節減などにより、目標値として効果額を設定していましたが、昨年度に続き、計画2年目においても目標値の達成には至りませんでした。

3 今後の『収支改善に向けた取組』について

○歳入増の取組について

- ・新型コロナウイルス感染症など、不確定要素の影響により、収支改善の取組効果額を確保するのは困難ですが、令和2年度に大きな効果をあげた「No6 ふるさと納税制度の更なる推進」については、令和3年度から産業港湾部に専任担当職員を配置し、寄附金収入の更なる増加に結び付くよう取り組みます。また、その他の取組についても、実施手法や実施時期等を見定めながら、今後も継続して歳入増に向けた取組を進めます。（ネーミングライツの導入に向けたガイドラインの作成や、観光税議論の再開など）

○歳出減の取組について

- ・これまで予算編成作業を通じ、事業の必要性や効果等を勘案しながら見直しを検討することにより、経費の縮減に努めておりますが、見込効果額に到達できていない状況です。
- ・また、見直し手段の一つである「No21 業務委託の拡充」については、経費縮減の視点だけでなく、民間ノウハウの活用による業務の効率化や市民サービスの維持・向上のほか、限られた財源や人員による更に効率的な業務執行体制の構築や適正な人員配置につながることを期待して検討を進めておりますが、明確な効果はあげられていません。
- ・現在、財政部からの働きかけや、各部における業務の見直しの中で個別に委託化を検討していますが、委託化の明確な基準等は設けておらず、業務の定量的な数値でなく経験則や感覚的な議論が多く、委託などの改善が必要な業務を把握しきれていない可能性が考えられます。
- ・そのため、全庁的な業務量調査を実施することにより、まず現状を把握し、効率化が図られる可能性の大きな業務の洗い出しや課題を客観的に可視化する必要があると考えており、調査結果を参考に業務の改善・効率化を推進し、将来的な経費の縮減につなげたいと考えております。

○収支見通しの時点修正について

- ・国の新年度予算に向けた動向や、本市における今後の財政需要等を勘案し、昨年度と同時期の11月下旬を目途に収支見通しを時点修正する予定です。

○予算編成について

- ・将来的には、当初予算編成時から可能な限り財政調整基金からの繰入に頼らない収支均衡予算を目指し、事業の厳選やプランに掲げた取組の推進に努め、同基金からの繰入額を縮減していくことにより、予算・決算における同基金からの繰入額の乖離の解消や基金残高の確保を図っていきます。